

# 令和5年度中央情勢報告

～法制度のうごき・全育連のうごき～

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会



# 主な報告事項

(法制度のうごき)

障害福祉サービスの動向、成年後見制度の見直し議論、権利条約の対日審査 など

(全国手をつなぐ育成会連合会のうごき)

久保会長退任と佐々木会長就任、全国大会愛媛大会の開催、保険や冊子頒布の拡大 など

# 法制度のうごき

# 障害福祉サービスの動向

1. 障害福祉サービスについては、令和4年6月に児童福祉法、12月に障害者総合支援法の改正が成立し、令和6年4月からの法改正が確定しました
2. また、令和6年4月は報酬改定の時期にも当たるため、法改正と報酬改定がダブルで実施されることとなります（報酬改定は議論中）
3. 主な見直しの方向性は、次ページ以降を参照

# 障害児支援

1. 各地の児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるように、児童発達支援センターの類型（福祉型、医療型）を一元化する
2. 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化して「協議の場」を設置するとともに、「協議の場」でやむを得ないと判断された場合には最長で22歳までの入所継続を可能とする

# 児童発達支援センターの類型統合と役割強化の概要

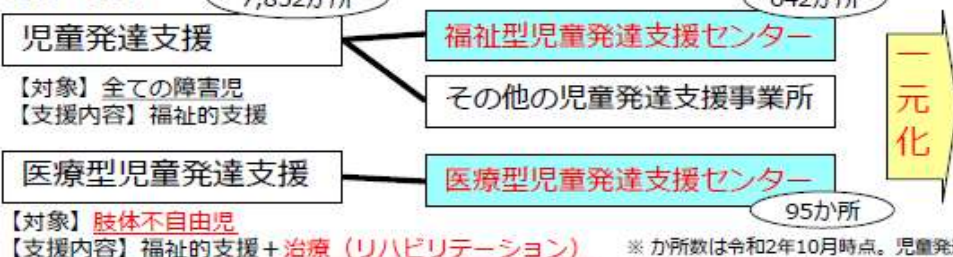
## <制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

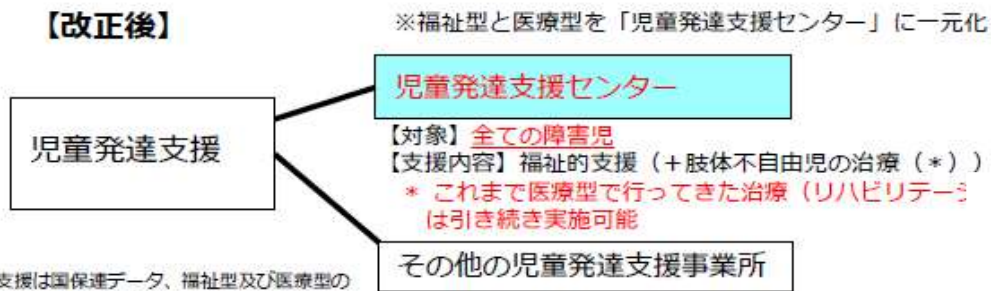
## <改正の内容>

- ① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。  
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。  
　　<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
  - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
  - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
  - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
  - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② **児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化**を行う。  
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

## 【現 行】



## 【改正後】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

# 障害児入所施設から成人期サービスへの移行強化

## <制度の現状>

- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。



## <改正の内容>

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する。

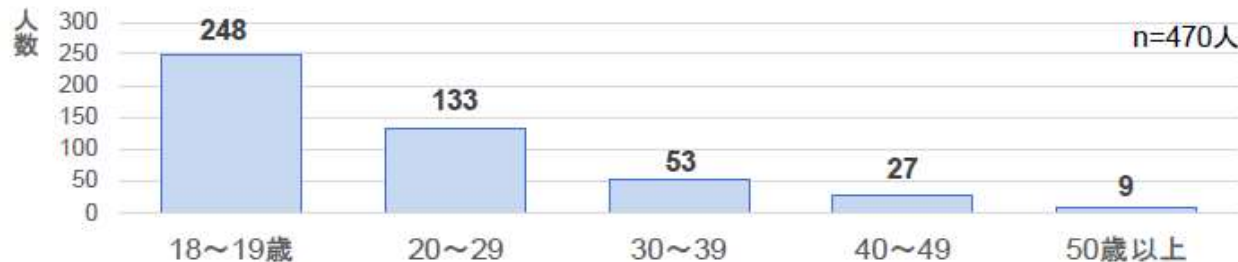
<都道府県・政令市が取り組む内容>

- ① 関係者との協議の場を設ける
- ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等

- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。

(注) 現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く

※2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

# 児童発達支援・放課後等デイサービス

1. 児童発達支援（児発）・放課後等デイサービス（放デイ）とともに「総合支援」の実施を基本とする
2. 総合支援の実施とは「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域全体をカバーすること、その上で事業所ごとの特徴（学習支援や運動など）を提供することは問題なし



# 児童発達支援・放課後等デイサービス

3. 特定領域のプログラムについては、理学療法、作業療法、言語療法等の発達支援を「特定プログラム」として位置付ける (学習塾や習いごとタイプは認められなくなる可能性大)
4. 新たに児発と放デイの役割とされた 親の就労に対応するための時間も含めた支援時間の長短が適切に評価されるよう検討する
5. 特定プログラムについては、時間の短さを専門職の配置加算でカバーする方向

# 障害者の居住支援・GH

1. グループホームの支援内容に、居宅における自立した日常生活への移行支援を追加（いわゆる通過型グループホームの制度化と、既存グループホームでの移行支援）
2. 地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務として位置づけ（これまで総合支援法に拠点の条文がなく、拠点の法的定義が明確化）
3. これまで任意規定だった基幹相談支援センターの設置を市町村の努力義務として位置づけ

# グループホームからの自立支援に関する概要

## 現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

## 見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

## 見直しのイメージ

### 現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施



### 一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を**希望する入居者**に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



### 支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

事業所数合計 11,526 利用者数合計 158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績

# 障害者の居住支援・GH

4. 地域によっては課題が指摘される日中サービス支援型の現状を踏まえ、重度（高齢）障害者に対応できる制度のあり方を検討する
5. 新たに他のGHや自宅で状態が悪化した者への集中的な支援に対する報酬評価を設定する
6. 一般的なGHとは別に、重度障害者が利用可能なGH整備を障害福祉計画へ別枠で目標立てする

# 障害者の居住支援・GH

7. 医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害、高齢化など特別な設備を要する、設備損壊リスクが高い等の状態に対応した施設・設備に対して評価
8. グループホームからの自立を目指す人のために、GHからの自立（卒業）を希望する人への支援や退去後の支援をGHの本来業務へ位置づける（いわゆる「通過型」類型を新設）する
9. 「通過型」を制度化する場合は、個別の自立支援計画作成、サビ管への専門職配置、自立支援協議会への報告、地域生活への定着状況などの評価を検討する

# グループホームによる障害者のライフステージに応じた支援(イメージ)

## 障害者のライフステージ

親元からの自立、入院・入所からの地域移行等

入院・入所

在宅

例① 現行のグループホームにおいて地域生活を継続



現行のグループホームにおいて  
地域生活を継続



例② 現行のグループホームから一人暮らし等に移行



現行の  
グループホーム

※定期的に本人の今後の生活の希望を確認し、対象者の状況により一人暮らし等に向けた支援を実施

一人暮らし等

例③ 新たなタイプのグループホームから一人暮らし等に移行



新たなタイプの  
グループホーム



一人暮らし等  
本人の望む暮らし



例④ 高齢化や障害の状況等により、一人暮らし等が困難

新たなタイプの  
グループホーム

一人暮らし等

一人暮らし等が  
困難

現行のグループホーム

# 障害者の居住支援・拠点など

1. これまで特に総合支援法に規定がない地域生活支援拠点について、法令上の位置付け（設置の努力義務化）を明確にする
2. 地域生活に対する安心の確保や地域生活移行を強化するため、地域生活支援拠点へのコーディネーター配置を促進する
3. 地域生活支援拠点機能の充実・強化に向けて標準的な評価指標や評価プロセスを提示する

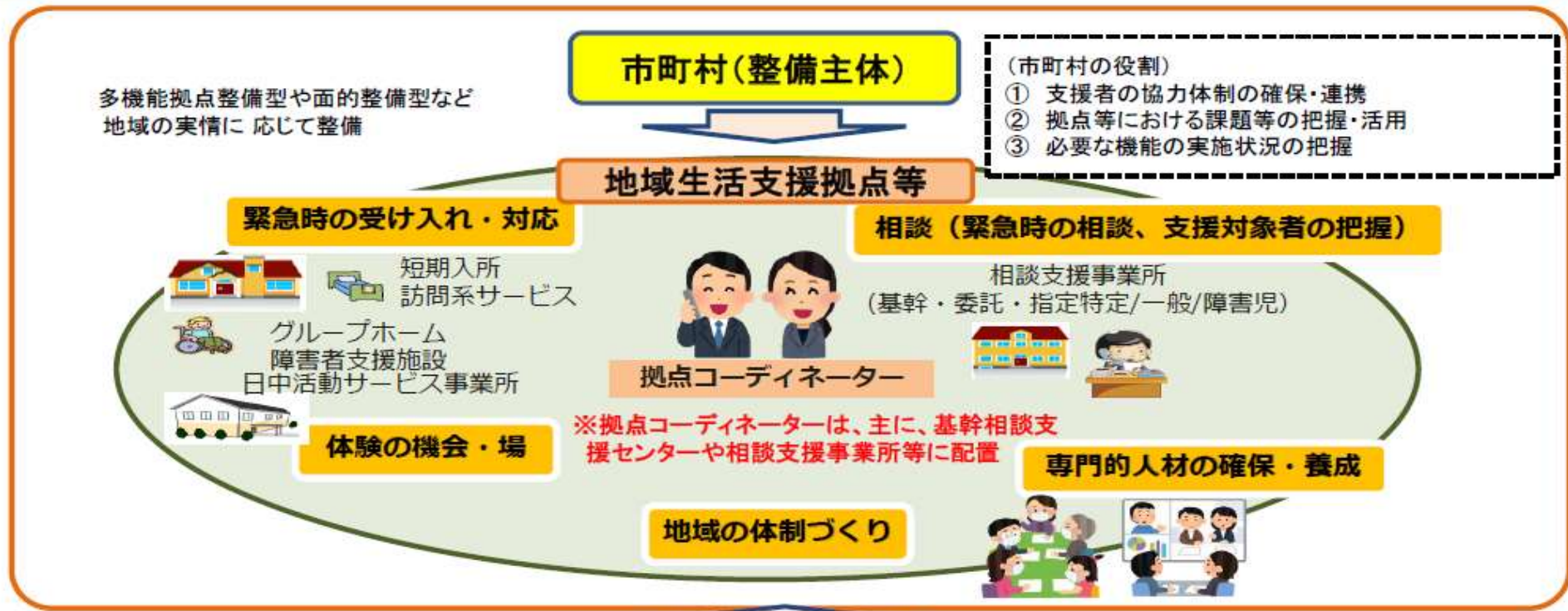
# 障害者の居住支援

4. 事業所が増えていない自立生活援助・地域定着支援については相談支援事業者が参入しやすくなるような人員基準、対象者の状態に応じた報酬やオンラインなどの活用、標準利用期間の検討、居住支援法人との連携などを推進する
5. 特に相談支援事業所における自立生活援助の併設については、特例でサビ管配置を免除する可能性もあり



# 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実(検討の方向性(案))

- 地域生活支援拠点等は、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備とともに、入所施設や病院から地域移行を推進するための地域移行のニーズの把握や体験利用につなげる役割が重要。
- 法令上の努力義務化の検討とあわせ、中心的役割を担うコーディネーターの配置を促進する方策を検討。あわせて、効果的な支援体制を確保する観点から、基幹相談支援センター等の関係機関との整理を検討。



地域課題の把握、拠点の機能の評価・充実(PDCAサイクル)



# 障害者の地域生活支援施策の充実(検討の方向性(案))

障害者が希望する地域生活の実現及び継続を支援するため、障害者の地域生活支援施策の充実・強化を検討。



# 障害者の就労支援

1. 就労系障害福祉サービスの利用を希望する人に対するアセスメント（ニーズの把握と就労能力や適性の評価）に特化したサービスを新設する（就労選択支援）
2. 企業就労している人が、働き始めた時などに就労継続支援や就労移行支援を利用できるようにする
3. 雇用・福祉における分野横断的な知識を付与する階層別の研修体系を確立する

# 新設される「就労選択支援」に関する概要

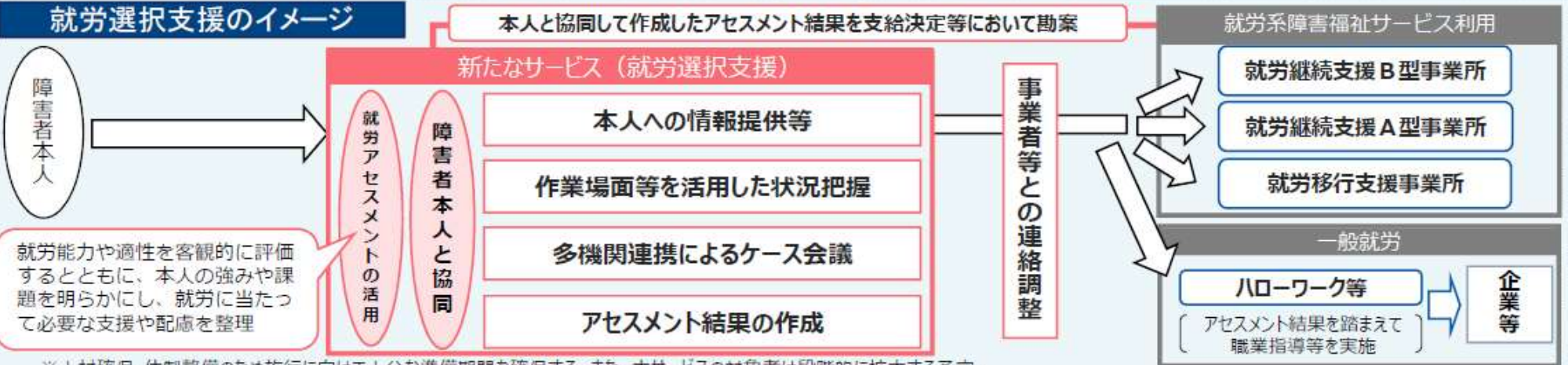
## 現状・課題

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

## 見直し内容

- 就労選択支援の創設（イメージは下図）
  - ・ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、**就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する**（障害者総合支援法）。
  - ・ **ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする**（障害者雇用促進法）。
- 就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用
  - ・ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、退職から復職を目指す場合（※）に、**その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける**（障害者総合支援法）。（※）省令で規定
- 雇用と福祉の連携強化
  - ・ **一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する**（障害者総合支援法）。

## 就労選択支援のイメージ



※人材確保・体制整備のため施行に向けて十分な準備期間を確保する。また、本サービスの対象者は段階的に拡大する予定。

# 「就労選択支援」の利用対象者（イメージ）

就労を希望する障害者や就労中の障害者が本人の意向・希望に応じて利用することを基本とする。特に支援の必要性が高いと考えられる方（橙色）には、就労前に利用することについて、支援体制の整備の状況を踏まえつつ、以下の順（①、②）で段階的に促進することが必要ではないか。

サービス類型		新規利用者	利用中の者※1
就労移行支援		希望に応じて利用	②標準利用期間を超えて更新を希望する者 (推計：約2千人/年)
就労継続支援A型		② (推計：約1.8万人/年)	希望に応じて利用
就労継続支援B型	・50歳に達している者又は 障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者※2	希望に応じて利用	
	それ以外の者 (現行の就労アセスメント対象者)	① (推計：約1万人/年)	

※1 新たなサービスの創設時点で、既に当該サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある者を含む。

※2 就労経験がある者であって年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者。

# 制度の持続可能性の確保

1. 都道府県が行う事業者等の指定において、市町村が意見を申し出ることを可能とする
2. 障害福祉分野におけるICT活用やロボット導入に関する実証データの収集に努め、方策等について検討し、ICT活用やロボット導入等を報酬評価する
3. 少なくとも今回の法改正において、利用者負担の見直し（非課税の人への負担設定）は行わない  
（食事提供体制加算については、育成会として現状維持を要望）

# 障害者虐待防止法の取組み強化

1. 障害者虐待防止については、虐待防止委員会の設置や責任者の配置、職員研修が義務化される（義務化は令和4年度から）
2. 身体拘束の廃止については、委員会の設置や指針の策定、職員への周知が令和5年度から義務化される（虐待防止の取組みと抱き合わせでもOK）
3. 上記の義務化により、委員会を未設置の場合なども身体拘束廃止未実施減算の対象となる（一律にマイナス5単位）
4. 訪問系サービスについても令和5年度から上記の内容により身体拘束廃止未実施減算を適用する （ほぼすべてのサービスが該当に）

# 障害者差別解消法の改正

1. 令和3年6月4日に障害者差別解消法の改正が成立・公布されました
2. これにより、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されるほか、国と都道府県・市町村との連携強化、差別解消に向けた相談対応人材の育成などが進みます【改正法の施行日は令和6年4月1日となります】
3. 特に、民間事業者における合理的配慮の提供義務化は、育成会にとっても重要です



# 障害者差別解消法について(概要)

## I 差別を解消するための措置

### 不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等  
事業者

法的義務

【例1】受付の対応を拒否 【例2】介助者なしの入店を拒否



### 合理的配慮の提供

国・地方公共団体等  
事業者

法的義務

法改正で法的義務に

【例1】携帯スロープで補助



【例2】手話通訳・要約筆記を実施  
障害者に前列の席を確保



### 具体的 対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 

国・地方公共団体等	⇒	当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
事業者	⇒	主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによる

## II 差別を解消するための支援措置 ⇒ 法改正で支援措置を強化！

令和6年4月に施行！

### 相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 法改正で相談対応人材の育成と確保が責務に！

### 地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

### 啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

### 情報収集等

- 差別及び差別の解消に向けた取組の情報収集、整理及び提供 ⇒ 法改正で自治体も努力義務に！

# 全国で広まりつつある啓発キャラバン隊

1. 外形的に障害の状況（社会的障壁の所在）が分かりにくい知的・発達障害の特性を、地域住民にも分かりやすく、親しみやすく理解できるように疑似体験等を取り入れて啓発活動する団体（啓発隊）が増加中
2. 平成15年（2003年）に神奈川県座間市で発足した「座間キャラバン隊」が始祖とされ、各地の実情を踏まえて地域ごとに展開（全育連でも、毎年「啓発キャラバン隊研修会などを開催）

# 全国で広まりつつある啓発キャラバン隊

3. 隊ごとプログラムに違いはあるものの、多くは知的・発達障害の疑似体験を実施
4. 切断して透明テープを貼ったペットボトルで飲み口側に向かって風景を見る（いわゆるシングルフォーカス体験）、軍手をした状態で折り紙を折る（精緻運動の困難性体験） など
5. 分かりにくい知的・発達障害の特性を知ることで、合理的配慮や建設的対話が広がり、共生社会に近づく可能性を高める効果

# 法を活用して啓発活動を！

1. 啓発隊活動は基本的に手をつなぐ育成会等の自主活動だが、各法で規定される行政施策の推進とも親和性が高い
2. 一例として、障害者差別解消法では地方自治体に対して啓発活動の実施を義務付け
3. また、障害者総合支援法では地域生活支援事業の必須事業に障がいのある人の地域生活に関する啓発事業を位置付け
4. いずれも啓発隊活動が施策の対象となる

# 法を活用して啓発活動を！

## 障害者差別解消法第15条

(啓発活動) 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

## 障害者総合支援法第77条第1項

(地域生活支援事業) 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業

二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業【以下省略】

# 成年後見制度の見直し議論

1. 平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」に基づき、国では利用促進のための基本計画を策定し、さらに専門家会議を設置して運用の改善を進めています（専門家会議には、全育連から久保顧問が参加）
2. 専門家会議では全育連が令和3年に実施したアンケート結果に基づき、知的障害分野で利用が進まない背景を説明して民法改正まで含めた制度改善を提言しました

# 全育連が実施したアンケートから

1. 全育連では、令和3年3月から5月にかけて成年後見制度（以下、後見制度）に関するアンケートを実施しました
2. 育成会の会員以外にも回答していただき、逆に認知症や精神障害のある人からの回答はなかったことから、純粹に知的・発達障害のある人と家族から見た後見制度への評価と課題が抽出されています
3. アンケート回答数も1,386件で、一定以上の標本数となっています

# 全育連が実施したアンケートから

4. 後見制度の認知度については、良く・ある程度を合わせると83%の人が知っていると回答しました
5. 実際に後見制度を使っている人は11%程度で、一般よりは高いものの90%近い人は使っていない状況でした
6. 後見制度を使っている人に聞いた後見人等の属性は、約70%が親族（親）で専門職は14%、法人後見は7%でした



# 全育連アンケートからみえる課題

1. 成年後見制度の認知度は80%以上と非常に高く、これまで指摘のあった「後見制度を知らないために利用が進まない」というフェーズは終わったと考えるべき状況
2. その上で、具体的な課題として「一度申請したら後戻りできない柔軟性の無さ」や「本人の意思を尊重しない後見人の資質の低さ」などが課題として指摘されている

# 全育連アンケートからみえる課題

3. そのことと関連して、とりわけ身上保護の観点から第三者後見人による単独の後見には不安感を持っている傾向（チーム支援を希望する傾向）が見受けられる
4. たとえば、本人に身近な親族・福祉・医療・地域等の関係者と後見人等がチームとなり、日常的に本人をいろいろな視点で見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みが求められる

# 全育連アンケートからみえる課題

5. 後見報酬については、多くの知的障害者が障害基礎年金を中心に暮らしている中で2～3万円／月の報酬設定となっている点に課題が集約される（この問題が抜本的に解決されない限り、利用は普及しないとさえいえる）
6. 制度利用に際しての、個別性に配慮した相談窓口が整備されていない点も課題であり、中核機関や成年後見制度利用支援センターの充実が不可欠（育成会も一次窓口になりうる）

# 全育連アンケートからみえる課題

7. 成年後見制度以外の支援については、後見制度が唯一絶対ではない点が重要な視点
8. 障害者権利条約との関係では、パラダイム転換となる「民法改正」に取り組むと同時に、成年後見制度を必要としている人には現制度下でも「支援付き意思決定」を基調とした後見支援（チーム支援）の力を向上させる両方の取組みが不可欠

# 全育連が実施したアンケートから

## アンケートからみる課題のまとめ

育成会関係者を中心としたアンケートであり、関心の高い層が回答した点を考慮しても、制度の周知不足で利用を控えているわけではなく、一度使うと戻れず後見人等の変更もできず、財産管理に重きが置かれて身上保護が不十分な割に報酬が高いという具体的な課題が見えているために利用していないといえます

アンケート集計は下記URLからご覧になれます

<http://zen-iku.jp/info/release/4444.html>

# 成年後見制度の見直し議論

3. その結果、令和4年度になって成年後見制度（民法）を所管する法務省が関与して「成年後見制度の在り方に関する研究会」が立ち上がりました（引き続き、久保顧問が委員として参画）
4. 研究会では、民法改正や成年後見制度に関する新たな法律の制定も含めた抜本的な見直しまで踏み込んだ議論が展開される予定です（令和5年度末までの議論期間を予定）

# 障害者権利条約の

# 対日審査総括所見

# 障害者権利条約の対日審査総括所見

1. 「障害者権利条約」とは、平成18年に国連で採択された国際条約（国際ルール）
2. 条約においては、障害のある人を「一人の間」「権利の主体」と捉え、生活のさまざまな場面において障害のある人の人権（尊厳）の尊重を批准国へ求めている
3. 全部で50条あり、世界各国を対象として策定したため、国連の障害者権利委員会による定期的な審査を通じて国内の障害者施策をチェックすることが可能



# 障害者権利条約の対日審査総括所見

4. 日本は平成19年9月に署名した（条約の存在を認めた）ものの、批准（条約の内容に同意し、仲間入りすること）までには時間を要した（批准は平成26年2月）
5. 条約を批准すると、国連の障害者権利委員会から定期的な審査を受けることになる（日本の初回審査は新型コロナなどで大幅に遅れ、令和4年8月によようやく実施）
6. 審査では、特に教育と地域生活支援の部分で  
厳しい所見が見られた

# 障害者権利条約の対日審査総括所見

7. 全国手をつなぐ育成会連合会としては、政府公定訳を待つことなく、まずは機関誌「手をつなぐ」で概要をお知らせ
8. その後、勧告のうち、知的・発達障害分野に関わる内容を精査して、3役会議や政策センター会合などで考え方を整理
9. 正会員の皆さま・役員の皆さまからもご意見をいただいた上で、ホームページやSNSなどで公表しています【基本的な考え方は別添のとおり】

# 情報コミュニケーション法の制定

1. 令和4年5月に、障害があることで必要な情報を得ることに困難がある人への支援を規定した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました
2. この法律は、障害の状況に応じて、全国どこでも障害の有無に関わらず同一内容の情報を同一のタイミングで取得できることを目指すものです
3. 主には視覚・聴覚障害が想定されますが、知的障害分野でも「わかりやすい版」などの展開につなげていく必要があります

# 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要

## 目的(1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、  
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」: 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条)

## 基本理念(3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

# 全国手をつなぐ育成会 連合会のうごき

# 久保会長退任・佐々木会長就任

1. 令和5年度の全育連定時総会および臨時理事会（6月29日開催）において、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会時代から一貫して全国育成会の会長を務めてきた 久保 厚子 会長が退任しました
2. 後任には、東京都手をつなぐ育成会で理事長を務めていた 佐々木 桃子（ささき ももこ） 新会長が就任しました
3. その他を含む全育連執行体制は次のとおりです

# 全国手をつなぐ育成会連合会執行体制

会長

佐々木 桃子 ささき ももこ

副会長

小島 幸子 こじま こうこ 栃木県手をつなぐ育成会会長

大谷 喜博 おおたに よしひろ 鳥取県手をつなぐ育成会会長

西 恵美 にし えみ 熊本県手をつなぐ育成会会長

小出 隆司 こいで たかじ 静岡県手をつなぐ育成会会長

顧問

久保 厚子 くぼ あつこ

常務理事兼事務局長 又村 あおい またむら あおい

# 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会

## (東京事務所・法人本部)

事業・業務全般に関する問合せ

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C

電話：03-5358-9274

FAX：03-5358-9275

メール：[info@zen-iku.jp](mailto:info@zen-iku.jp)

## (滋賀事務所)

書籍の注文発送、会員管理に関する問合せ

〒520-0860 滋賀県大津市石山千町256-1 コスモスハウス108号

電話：077-536-5297

FAX：077-536-5299

メール：[siga-jimu@zen-iku.jp](mailto:siga-jimu@zen-iku.jp)

いずれも、お電話は平日の9時30分から17時までにお問い合わせいただけます。



# 令和5年度の重点取組み（1）

1. 新型コロナ災害対策本部の解散と運営体制の平時化
2. 情報・交流誌「手をつなぐ」における誌面内容の充実と電子データによる提供可能性検討
3. 特別賛助会員の拡充に向けた、企業等への働きかけ強化
4. 対面開催とオンライン開催の利点を組み合わせた組織運営経費の最大効率化推進
5. 職務分掌規程、決裁規程などの整備を含む、運営ガバナンスの確立

## 令和5年度の重点取組み（2）

6. 正会員、支部育成会による「手をつなぐ」および全育連発刊図書への図書館収蔵促進
7. 保険業務（おたすけプラン）の加入促進
8. 正会員を中心とした支部育成会組織の再活性化支援
9. 知的障害のある本人に役員等の位置付けで組織運営に関わっていただくための具体的検討

# 「手をつなぐ」などの頒布促進

1. 残念ながら、ここ数年の会員数減少に伴い「手をつなぐ」や全育連の刊行図書についても発行部数の減少が続いています
2. そこで、各地区育成会の皆さまにご協力をお願いして、「手をつなぐ」など全育連の刊行図書を各地の図書館へ収蔵（購入）していただく取組みを進めています
3. 具体的な進め方は別添「図書館へのリクエスト手順」のとおりですので、ぜひ皆さまのお力添えをお願い申し上げます

# 福祉理念の普及事業の継続

1. 神奈川県立津久井やまゆり園における大量殺傷事件を、決して風化させてはなりません
2. 全育連としては、この事件を風化させることなく、広く社会全体と課題を共有し、命の重さと福祉の理念を多くの国民に浸透させることが重要と考えます
3. 令和5年度についても、厚生労働省が主宰する「障害福祉従事者等に対する共生社会の基本理念の普及啓発事業」の「共生社会フォーラム」（福祉サービスの質の向上を図ることを目的に全国各地を巡回するフォーラム）への開催協力を継続していきます

# 障害基礎年金学習DVDの展開

1. 全育連の権利擁護センターでは、以前から要望のあった障害基礎年金の学習用DVDと、実際に学習会を開くためのマニュアル（シナリオなど）を制作しました
2. 障害基礎年金の勉強会などを開催したことがなくても、DVDとマニュアルがあればスムーズに勉強会を開催できるパッケージとなっています
3. 障害基礎年金に関することは若い世代の大きな関心事であり、特別支援学校などとの連携を図るきっかけにもなりますので、正会員の皆さまから支部の皆さまにもご活用いただけるようお願い申し上げます。

# 新しい時代の育成会活動に向けて

1. いわゆる団塊世代が75歳（後期高齢者年齢）に到達する「2025年問題」の時期を迎える令和7年を見据えて、全育連では令和2年度から全育連組織等のあり方について検討するプロジェクトチームを立ち上げました
2. 大きく「機関誌機関誌「手をつなぐ」のあり方」「全国大会のあり方」「規程類整備のあり方」「財政基盤安定のあり方」の4点をテーマとし、それぞれに担当副会長を置いて協議を進め、取りまとめました
3. 検討結果は次スライドのとおりですので、ぜひ今後の育成会活動について、各地域でも検討を進めてください

# プロジェクトの取りまとめ

## 機関誌「手をつなぐ」のあり方

1. 冊子の充実と経費節減を両立する観点から「手をつなぐ」誌面を全面的に見直します
2. 印刷経費の適正化を目指し、令和4年度中に印刷業務の入札を実施します
3. 従来は外注方式としていた「手をつなぐ」編集体制を内製化します
4. 販路の拡大に向け、特別賛助会員の拡充などに取り組みます

# プロジェクトの取りまとめ

## 全国大会のあり方

1. 令和3年度については全国大会としてではなく、「一般社団法人発足記念式典」の名称でオンライン配信しました
2. 令和4年度については、第7回全国大会を福井県で開催します
3. 今後の全国大会の開催方法などについては、従来どおり毎年開催を基本としつつ、正会員からの意見を取りまとめ、引き続きあり方を検討します



# プロジェクトの取りまとめ

## 規程類整備のあり方

1. 職員採用や労務管理に関する規程、財務経理に関する規程などを順次で整備しました
2. 今後も、職務分掌規程、決裁規程など、全育連組織の適正な運営に資する各種の規程を順次整備します

# プロジェクトの取りまとめ

## 財政基盤安定のあり方

1. 「手をつなぐ」については、経費の適正化を図るとともに、正会員を中心とした発行部数増加についても手法を検討します
2. 正会員からの分担金のあり方について、十分に意見交換を重ねつつ新しいあり方を施行します（令和4年度の総会で新たな分担金の案について承認を得た上で、令和5年度から適用します）

# 事業所協議会の正会員化

1. 全育連の事業所協議会は、全国約800の障害福祉サービス事業所（その多くは以前の小規模作業所）で構成される団体です
2. これまでは全育連の「専門委員会」として参画していましたが、育成会活動を主体的に担う一員として活動するため、全育連の正会員となる申込をすることとなりました
3. 令和4年度の総会における承認を経て、**56番目の正会員**として仲間入りしました

# 保険事業を活用した会員拡大を

1. 保険商品は知的障害があることだけを理由に加入できなかつたり、保険金が支払われなかつた利するケースが多く、加入ニーズがあります
2. また、本人であれ家族であれ支援者であれ、比較的年齢層の若い方の加入が見込まれます
3. そのため、全育連では「会員である」ことを条件とした団体契約保険を複数ご用意しました
4. 育成会新規加入促進の「1つのツール」として支援学校や事業所へのP Rに活用可能です

# 全育連が展開する保険商品

商品名	概要	問合せ先
暮らしのおたすけプラン	本人や家族、支援者などが病気やケガ、天災等で長期療養になった際に、それまでの所得を60%程度補償する保険	全国手をつなぐ 育成会 連合会  03 5358 9274
がんのおたすけプラン	知的障害のある人も加入しやすいシンプルな告知で、がんに関する治療費をカバーする保険	
おたすけプラン 日ごろの備え	告知不要、年齢に関係なく加入できる総合傷害保険で、自転車の自賠責保険も兼ねる	

全育連の保険は、会員向けの団体契約で保険料割引！

ご清聴  
ありがとうございます  
ございました